

韓半島植民地支配の不法性（その7）

——2025年日韓法律家共同宣言と日韓旧条約原初の無効論

戸 塚 悦 朗*

（56-1 目次）

韓半島植民地支配の不法性（その1）——2018年韓国大法院判決と2023年日韓首脳会談

第1. なぜ、2023年日韓首脳会談は、強制動員問題を解決できなかったのか？

1. 2018年10月韓国大法院判決は日韓和解の好機だった
2. 2023年3月16日韓首脳は、何を合意したのか
3. 2023年3月16日の日韓首脳会談をどう評価するか

第2. 植民地支配の歴史的事実に光をあてる方法はあるか？

（56-2 目次）

韓半島植民地支配の不法性（その2）——安重植はなぜ伊藤博文を撃ったのか？——その歴史的事実の検討

第3. 安重植はなぜ伊藤博文を撃ったのか？その歴史的事実の検討

1. 事件に至る庶史的背景
2. 伊藤博文公爵は1905年11月17日に大韓帝国に対して何をしたのか？

（56-3 目次）

韓半島植民地支配の不法性（その3）——日韓旧条約の国際法上の効力と安重根義軍参謀中将裁判の不法性の検討

第4. 安重根義軍参謀中将裁判の不法性の検討

1. 安重根義軍参謀中将がハルビンで伊藤博文公爵を射殺
2. 安重根義軍参謀中将が伊藤博文公爵を撃った動機
3. 倉知鉄吉政務局長の旅順での活動

* とつかえつろう 元本学法科大学院教授

4. 安重根義軍参謀中将裁判の不法性
- 第5. 日韓旧条約の国際法上の効力の検討
 1. 1905年11月17 日付日韓協約の不法性
 2. 1963年国連ILC総会宛て報告書
 3. 「1905年11月17日付日韓協約は不存在」という発見
 4. 1905年11月17日付「日韓協約」は条約として不成立
- 第6. 結論
 1. 安重根義軍参謀中将裁判の不法性についての結論
 2. 韓半島植民地支配の不法性についての結論

(56-4 目次)

- 韓半島植民地支配の不法性（その4）——1904年1月21日大韓帝国中立宣言と「不法強占」
- 第7. 歴史と法
 - 第8. 1904年1月21日大韓帝国局外中立宣言と戦時国際法
 - 第9. 朝鮮及び大韓帝国の局外中立は合理的な政策だった
 - 第10. 大韓帝国の1904年1月21日局外中立宣言と「不法強占」

(58-2 目次)

- 韓半島植民地支配の不法性（その5）——強制労働条約による鉱山地下強制労働禁止と長生炭鉱問題をめぐって
- 第11. 日本政府には長生炭鉱の遺骨搜索・返還義務がないのか？
 - 第12. 戦後80年・日韓基本条約締結から60年を迎えて

(58-4 目次)

- 韓半島植民地支配の不法性（その6）——国際社会における日韓基本条約認識
- 第13. 国際社会における日韓基本条約認識

第14. 2025年日韓法律家共同声明は何を明らかにしたのか

2025年12月9日の日韓法律家共同宣言【資料】¹の発表は、日韓国交正常化60年の年を締めくくるにふさわしいものだった。この年は、韓半島

1 2025年日韓法律家共同宣言【資料】参照。

<https://justice.skr.jp/documents/dichiarazione2025.pdf> 2025年12月15日閲覧。

（この宣言は、「朝鮮半島」としている）の植民地支配からの解放80年にもあたるし、条約原本が存在しない幻の旧条約である1905年11月17日付日韓協約（いわゆる「韓国保護条約」）120年にもあたる。日韓の法律家が、前世紀の帝国主義と植民地支配の歴史を深く省察し、未解決の人権侵害問題の正義ある解決を促すため、両国の間に横たわり続ける深刻な法的な葛藤を総ざらいして、未来を拓くために連帯と協力を続けていくことを誓約する画期となった。

筆者は、2025年の日韓法律家共同宣言の呼びかけ人²の一人だが、これが何を明らかにし、何を求めているのかについて、思うところを記録しておきたい。

思い返してみると、ちょうど15年前の民主党政権のとき、韓国併合100年の年だった2010年12月11日、日本弁護士連合会（宇都宮健児会長）と大韓弁護士協会（金平祐会長）は、「日本弁護士連合会と大韓弁護士協会の共同宣言」³を採択した。その後15年間の日韓の実務法律家の誠実な協力が実って、顕著な成果が生まれた。

何が実現したのだろうか？

第一に、強制動員問題では、日本の最高裁判所も2007年の判決で二国間条約では被害者個人の請求権は消滅しないと判示した⁴。だが、日本の裁判所では被害者が勝訴することはできなかった。ところが、この問題について、2012年、2018年の韓国大法院の判決によって、大きな前進があった⁵。共同宣言は以下のように述べている。

2 2025年日韓法律家共同宣言の呼びかけ人は、【資料1】末尾に記載されている。

3 「日本弁護士連合会と大韓弁護士協会の共同宣言」2010年12月11日。

<https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2010/101211.pdf> 2025年11月10日閲覧。

4 山本晴太、川上諒朗、股勇基、張界満、金昌浩、青木有加『徴用工裁判と日韓請求権協定：韓国大法院判決を読み解く』現代人文社2019年。

5 戸塚悦朗『「徴用工問題」とは何か？：韓国大法院判決が問うもの』明石書店2019年。

大韓民国の大法院は2018年、女子勤労挺身隊を含む強制動員労働者に対する日本企業の賠償責任を認めた。この判決は日本の植民地支配の不法性を明確に確認し、その過程で行なわれた強制動員と強制労働が反人道的不法行為であることを宣言した。そして被害者の賠償請求権は日韓請求権協定で消滅しなかったことも明らかにした。日本の最高裁判所も2007年の判決で二国間条約では被害者個人の請求権は消滅しないと判示しており、少なくともこの点において両国の司法判断は一致している。

第二に、振り返ってみると、日本軍「慰安婦」問題については、日本の国会の活動をはじめ、日韓そして世界の女性運動が目覚ましい取り組みを見せ、国連とILOまで関与して広範な被害者の権利擁護運動が続いてきた⁶。日弁連も立法解決を提言したし⁷、日本の地方裁判所で立法不作為を理由に被害者が勝訴した事例（控訴審で覆った）もあった⁸。日本政府が1993年8月河野内閣官房長官談話⁹を発表し、日本軍による女性被害者への加害行為の実態を認め謝罪したのは画期的だった。しかし、政権が変わると、日本政府とアジア女性基金は、立法による解決は不可能として民間基金による解決を推進した。日本の国会では、法案提出は不可能と喧伝されていたにもかかわらず、実際には被害者への謝罪を目的とした戦時性的

6 戸塚悦朗『普及版日本が知らない戦争責任日本軍「慰安婦」問題の真の解決へ向けて』現代人文社2008年。同『ILOとジェンダ：性差別のない社会へ』日本評論社2006年。

7 日本弁護士連合会「「従軍慰安婦問題」に関する提言」、同連合会編『問われる女性の人権』こうち書房1996年、97-134頁。

8 『日本戦後補償総覧』関釜裁判一審判決（山口地裁下関支部1998年4月27日）。
<https://justice.skr.jp/judgements/26-1.pdf> 2025年12月3日閲覧。

9 外務省「慰安婦関係調査結果発表に関する河野内閣官房長官談話」平成5年8月4日。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taisen/kono.html> 2025年12月4日閲覧。

強制被害者問題解決促進法案が何度も上程された¹⁰。立法解決は、憲法違反でも国際法違反でもなかったのである。ところが、保守派が政治的理由から非協力姿勢を続け、残念ながら被害者側が求めた立法解決は成立しなかった。被害者個人に対する日本国の法的責任を日本の司法手続き上明らかにすることができるかという困難な課題については、事実関係が認定されても、法的判断では被害者が敗訴した¹¹。これについて共同宣言は、次のように述べている。

また、2021年1月8日のソウル中央地方法院判決と2023年11月23日のソウル高等法院判決は、日本軍「慰安婦」被害者が被った反人道的犯罪被害について、日本国の法的責任を認めた。これらは、国際法の強行規範に違反した行為や、法廷地国内での不法行為については国家免除を認めないとするものであり、国益中心の国際法から人権中心の国際法へと発展してきた法的潮流を反映し、国際人権法原則に合致する優れた判決である。

第三に、このような顕著な前進にもかかわらず、これら二つの問題は、未だ完全に解決したとは言えない。それはなぜなのだろうか？日本政府と被告企業が韓国の司法制度を無にする姿勢を続け、裁判所が命じた賠償は履行されず、被害者側が納得できる解決を妨げている。韓国政府も現状を追認している。共同宣言は、以下のように述べている。

しかし日本政府と日本企業は判決の履行を拒否し、被害者の苦痛

10 本岡昭次『孫悟空議員奮戦記 参議院議員本岡昭次の17年』ひょうご芸術文化センター1997年。同『慰安婦]問題と私の国会審議』本岡昭次東京事務所、2002年。前掲戸塚『普及版』。

11 前掲『日本戦後補償総覧』

<https://justice.skr.jp/souran/souran-jp-web.htm> 2025年12月3日閲覧。

が依然として続いている。日本国も大韓民国も基本的人権の尊重を基本原理として司法権の独立を保障する憲法の上に成立した法治国家である。私人である被害者の人権回復のために裁判所が命じた賠償を拒否するいかなる合理的な理由もない。

日本国と日本企業は裁判所から命じられた賠償を直ちに履行すべきである。そして、日韓両国政府は不履行を懲罰するような行為を直ちに中止すべきである。

第四に、そのほかの残された問題も少なくない。共同宣言は以下のよう

に述べている。

この他にも、日韓弁護士会の共同宣言（2010年12月）が指摘したように、戦没者・戦傷者に対する援護制度及び国民年金制度の対象から在日韓国人高齢者を除外している問題や、供託金や郵便貯金の返還問題、在日韓国人の法的地位・権利、長生炭鉱を始めとする強制動員被害者や韓国人軍人軍属の遺骨の発掘・収集・返還、韓国文化財の返還等、植民地支配や強制動員に由来する問題が日韓の間に未解決のまま残存している。そして、韓国人戦没者の靖国神社合祀問題、韓国人B C級戦犯問題や、軍艦島や佐渡鉱山での強制動員問題の歴史が正しく展示・説明されていない問題も解決していない。

また、韓国併合条約締結から115年を経たにもかかわらず、日韓両国及び両国民が、韓国併合の過程や韓国併合条約の効力についての認識を共有していない。

第五に、共同宣言がこれらの残された問題は、「戦争責任、植民地（支配）責任に関わる過去の諸問題」であるとの認識を示したことに注目すべきである。それは、日本が正面から取り組むことを怠ってきた脱植民地化

の課題である。戦争責任、植民地支配責任の問題であることを明確に再認識したうえで、今後の活動を進める必要がある。それでは、未来を拓くために日韓の法律家に課せられた課題はどのようなものなのであろうか？共同宣言は、以下のように述べている。

われわれ日韓の法律家は、戦争責任、植民地（支配）責任に関わる過去の諸問題の正義ある解決が両国関係の未来志向的な発展のための必須条件であることを改めて確認し、過去の歴史的事実の認識の共有と未解決の課題の解決のために、連帯と協力を続けていくことを誓約する。

第15. 日本社会と脱植民地化の課題

この共同声明は、日韓の社会とマスメディアにどのように受け止められるだろうか。それは、今後の日韓の未来を切り拓く契機となることを期待したい¹²。

12 呼びかけ人一同からは、2025年12月12日下記のとりの記者会見報告がEメールにて送られた。

共同宣言発表のご報告

賛同人の皆様、日韓法律家共同宣言にご賛同いただき、ありがとうございます。

別紙（添付）のとおり、呼びかけ人32人（日本11人、韓国21人）、賛同人208人（日本104人、韓国104人）、合計240人の法律家の共同宣言として、12月9日午前10時から弁護士会館講堂クレオにおいて発表し、記者会見を行いました。会見では終了時間の12時まで活発な質疑応答があり、日韓のいくつかのメディアで報道されました。そのうち代表的なもののリンクを下記に掲載します。

ハンギョレ新聞日本語版

<https://japan.hani.co.kr/arti/international/54933.html>

聯合ニュース日本語版

➤

その成否を占うためには、日本社会、とりわけマスメディアが日韓関係にどのように関わってきたかを見る必要があるだろう。

①日本社会とマスメディア

最近の象徴的な韓国と日本のマスメディアの対応を見てみよう。

2024年12月3日の尹大統領による非常戒厳令発令直後のことだが、深夜にもかかわらず、韓国のテレビは、韓国国会現場の緊急非常事態を実況報道し続けた。たまたまソウルに滞在していた筆者は、軍が国会に突入しようとする現場からのテレビ中継を見て強い衝撃を受けた。韓国の人々が命がけで実現してきた民主化のプロセスがとん挫し、再び軍事独裁国家に逆戻りするのかという強い不安に襲われ、眠れぬ夜を過ごした。

ところが、日本のテレビ局は、国会現場の実況報道をしなかった。だから、日本の人々は、ソウルで何が起こったのか本当のところはよくわからなかったのである。翌朝の日本の有力紙は、こぞってこの事態を大きく報道したのは当然だった。だが、問題は其主要な関心は、「親日」派の尹大統領が内乱に失敗して失脚しそうな事態を憂慮し、「反日」政権が韓国に生まれるのではないか？という強い危惧に向けられていた。このような

ㄨ <https://topics.smt.docomo.ne.jp/article/yonhap/world/yonhap-20251209wow039>

朝日新聞デジタル（会員限定記事）

<https://digital.asahi.com/articles/ASTDB34RDTDBUTIL01DM.html>

韓国から多数の若手の弁護士が参加され、これからも日韓の法律家が戦争・植民地被害者の人権回復のために連帯・協力していくことを約束し、厳しい状況の下でも希望を抱くことのできる宣言発表となりました。

改めて、みなさまのご協力に感謝申し上げます。

呼びかけ人一同

そのほかの報道としては、神奈川新聞2025年12月11日「植民地支配責任を問う・時代の正体：強制動員、慰安婦賠償を——日韓弁護士ら共同宣言」（柏尾亜希子）がある。

報道姿勢では、韓国の大多数の人々と事実認識を共有することは困難だろう。

実は、ここにこそ問題の本質があるのではないか？

改めて思い起こせば、大日本帝国が大韓帝国の植民地支配に踏み出したときから、ずっと同じことが繰り返されていたのではないか？日本軍「慰安婦」問題が日本で社会問題となった時にも同じことが起きたのではないか？国際関係は、力と利益のみでなく、普遍的価値が支配していると見ることができる。にもかかわらず、本当に大切な現地の真相は報道されず、「反日」かどうかという片面的なレンズを通じてしか日韓関係を報道しないということが繰り返されたのではないか。

だからこそ、大日本帝国による植民地支配が不法だったことも、それに関係するすべての事実も、日本のマスメディアによってまともな調査も的確な報道もされてこなかったのではないか？結局のところ、大日本帝国政府による朝鮮・韓半島出身者に対する強制労働条約違反の実態も、大日本帝国軍による朝鮮・韓国の女性に対する加害行為の真相も、「反日」として十分報道されて来なかったのではないか。

②日本の社会とマスメディアに期待したいこと

それでは、このような傾向を改めて、日韓の植民地支配責任に日本が直面することを可能にすることができるだろうか？

そのためには、「反日」かどうかという判断基準だけでない、現地の真相の報道を目指すことが必要だろう。メディアが意識的にパラダイムシフトに努めることを期待したい。

「日本の利益なのか？」「韓国の利益なのか？」というような国益中心の基準にかたよった判断をやめることはできないだろうか。国益にとらわれていては、真相は見えなくなる。そして、分断と争いは尽きない。

真相を報道するためには、「反日」かどうか一辺倒の見方をやめて、そ

れを超えた視点、両国が共有する有効且つ普遍的な判断基準によることが必要だろう。

何を基準にすべきだろうか？

筆者の提案は、前述の共同声明に込められている基準を採用することを鍵とすることである。共同声明は次のように述べている。

国益中心の国際法から人権中心の国際法へと発展してきた法的潮流
.....

日本国も大韓民国も基本的人権の尊重を基本原理として司法権の独立を保障する憲法の上に成立した法治国家である。

共同声明が言うとおり、日本も韓国もともに自由民主主義を基調とする立憲国家である。両国とも、こうした憲法上の価値を共有する法治国家である。この事実をかみしめ、深く再認識して、両国の憲法が共通して保障する「基本的人権」を踏まえる。そのような視点からの報道に努めることはできないだろうか？

また、日韓は、ともに独立主権国家であって、その関係は国際法によって規律されている。だから、上記に加えて、両国がともに批准している国連憲章および諸ヒューマンライツ条約を含む国際法秩序の普遍的な価値を判断基準として、あわせ参照することを提案したい。

このように、崇高且つ普遍的な価値とヴィジョンを意識しつつ、ともに法治国家同士であるという高い視点から社会事象を見ることをマスメディアに期待したい。

もし国益中心主義の「反日」かどうかという片面的な視点から脱却し、より高い普遍的視点へのパラダイムシフトができればどうなるだろうか。前述の尹大統領の非常戒厳令発布事件への見方も、報道姿勢も大きな変化をする必要があることがわかる。「親日」の尹大統領の憲法秩序を破壊す

る内乱の軍事行動が失敗して「反日」政権ができるか？という視点で見るとは適切な報道ではない。

立憲主義に基づく法治国家である韓国の法の支配が破壊されてしまうのかどうか？人権とヒューマンライツが侵害されるかどうか？それこそが、日本のマスメディアの報道でも最大の関心事となったのではないだろうか？韓国のマスメディアが報道しつつあったことの真相は、日本のマスメディアが報道すべきだった真相と同じ視点に立脚するものとなったはずである。そうなれば、狭い国益にとらわれた報道から脱却できる絶好の機会となったと思われる。

韓国では後者こそが、多くの人々の最大の関心事だった。だからこそ、法の支配と立憲主義の柱である韓国の国会を破壊しつつあった尹大統領による内乱を担った軍の行動を、韓国のメディアは逐一批判的に実況報道し続けたのである。

そのような枠組みで、戦争責任の問題も、植民地支配の問題も俯瞰する視点を深めることを、両国のマスメディアにも、歴史家にも、市民にも要請したい。これらは法律問題だが、法律家だけが専売特許を持つものではない。現代社会では、これらの法秩序に基づく正義は、人間（human）であればだれもが依拠しなければならない普遍的な価値なのである。

帝国主義時代ではあったが、120年前の国際社会にも、国際法秩序は存在していた。そのような国際法秩序の視点から見て、独立主権国家だった大韓帝国に対する大日本帝国の現地における軍事行動は、正当化できるものだったのか？大日本帝国の国益と利益追求を優先すべきだったのか？法の支配の視点から見て許されるものだったのかどうか？当時も今も、そのような視点から見た報道が必要なのである。

このようなパラダイムシフトは、今後の報道のあるべき姿の基本中の基本だと思う。

ところが、実際には、「親日」「反日」の視点からの報道がなされていた

し、現在の報道もそのような視点に偏っているのではないか。そのような視点に注目し、マスメディアの報道姿勢を見直すことが望ましい。

今後もこれまでのようなマスメディアの報道が続くなら、日本の人々の国際的な事象の認識は、韓国の人びとの認識とはかけ離れてしまって、その間の溝を深めてしまうことは当然のことではないだろうか。

そのような視点から、以下にあげる共同声明の最後のまとめを読み直していただければ幸いである。

われわれ日韓の法律家は、戦争責任、植民地（支配）責任に関わる過去の諸問題の正義ある解決が両国関係の未来志向的な発展のための必須条件であることを改めて確認し、過去の歴史的事実の認識の共有と未解決の課題の解決のために、連帯と協力を続けていくことを誓約する。

このまとめは、実は、両国のマスメディアにも、歴史家にも、市民にも同じ視点を持っていただけるように期待して書かれている。少なくとも、筆者はそうに考えてこの共同声明の発起人になったのである。

③日韓の間に残る認識のずれは「永久の平行線」か？

ところが、困ったことに、日韓が直面している困難な問題がある。何が法秩序であるかの認識にずれがあるのだ。そのずれの最大のものについて、共同声明は、以下のように述べている。

また、韓国併合条約締結から115年を経たにもかかわらず、日韓両国及び両国民が、韓国併合の過程や韓国併合条約の効力についての認識を共有していない。

韓国併合の過程は歴史研究者の守備範囲だが、韓国併合条約の効力の問題は、法律問題だから、歴史研究者にだけ任せておけばよいということにはならない。それが法律問題である以上、日本のひとびと、とりわけ法律家がこのずれの問題に直面し、共通の認識を共有できるように研究を深めなければ、未来を拓くことは極めて困難であろう。

このずれを「永久の平行線」とみなして、対応をあきらめてしまう見方がある。この立場からは、この問題を対応困難と見て、当面棚上げにするという対外政策を採用することになりがちだ。日本のマスメディアの間でも、このような現実的な考え方が有力だったと思われる。

しかし、この考え方には大きな問題がある。

日本の人々が問題を棚上げにしようといくら頑張っても、韓国の人々は、決してこの問題を忘れてしまうことはない。加害者は、時間が経つことによって被害者に被害を忘れてほしいと期待するだろう。しかし、被害者にとっては、簡単に忘れさることができるほど軽い問題ではないのだ。このことは、帝国主義と植民地支配、そして脱植民地化のプロセスについての世界の歴史を振り返れば、よく理解することができる。「永久の平行線」論では、日韓の真の友好も実現できないし、地域の平和も築けず、未来を拓くことも困難になる。

より基本的には、この問題の解明は、困難であっても、決して不可能ではないことがわかってきた。

実は、「永久の平行線」ではなかったのだ。

筆者の個人的な体験から言うなら、30年間という長い間の研究が必要だったが、日本政府の主張（筆者の認識でもあった）が誤っていたことを、自らが納得するまでに明らかにすることができたのである。そのことを知っていただきたい。長い時間がかかってしまったのは、筆者の勇気の不足、怠け心、そして研究能力の不足の故であった。

もし筆者の研究体験のプロセスとその成果を参考にさせていただくことが

できれば、もっとずっと短期間で多くの日本の人々（ジャーナリストであれ、法律家であれ、市民であれ）にも同様の体験をしていただくことができるだろうと考えるようになった。

そこで、筆者は、日韓基本条約の第2条が「すでに無効」とした日韓の旧条約が原初的に無効だったのか、当時は有効だったのか？という問題の解明をしようと思う。この一見して困難と思われる法的効力問題に焦点を絞って、以下（第16）で筆者の体験と研究成果を報告したい。これまでも論文¹³、著書¹⁴で報告してきたが、一つの論文のなかでこの問題をまとめて報告したことはなかった。

第16. 日韓旧条約は原初的無効という結論に至った筆者の研究プロセス

1. 1992年当時の筆者の認識とその転換のプロセス¹⁵

筆者は、日本の大学の法学部卒（1970年）で司法試験に合格し、弁護士となった。だから、日本の実務「法律家」のひとりなのである。

しかし、1992年までの筆者は、「日本は、併合条約によって韓国を合法的に植民地にした」という法的な考え方に、何の疑いも持っていなかった。

問題なのは、十分な研究もしないまま、政府やメディアが創った「常識」を信じていた法律家は、筆者ひとりではなかったことだ。ほとんどの日本の法律家が同様の「常識」を共有していただろうし、現在もその状況はそれほど変わっていないと思われる。

13 龍谷法学で筆者が公表したシリーズ論文「歴史認識と日韓の「和解」への道」参照。

14 戸塚悦朗『歴史認識と日韓「和解」への道——徴用工問題と韓国大法院判決を理解するために』日本評論社2019年、1-248頁。

15 冒頭部分は、戸塚悦朗「韓半島植民地支配の不法性（その6）——国際社会における日韓基本条約認識」龍谷法学第58巻4号2025年での報告と重複する。

筆者は、今は、深く反省している。

この「常識」的な認識は、日本政府の政策（虚偽の流布）、教育（不作為を含む）による固定観念の刷り込み、マスメディアの力量不足（国益中心主義の片面的な報道）、法律家を含む研究者の研究不足などによって創り上げられてきたものだったのである。今は、そのように考えるに至った。

歴史小説など文学作品の底流にもこのような「常識」的な歴史認識が流れてきた。だから、日本社会の隅々まで行き渡ったこのような構造的「常識」は、岩盤のように強固な（しかし、誤った）固定観念を創り上げ続けてきた。筆者の当時の認識は、このような意味での「常識」、いわば「神話」にどっぷりと染まっていたものだった。にもかかわらず、法律家であるはずの筆者は、そのことに全く無自覚だった。

その筆者の歴史認識がなぜ逆転したのだろうか？

今改めて振り返ってみると、それは一瞬に起こったものではなかった。後述する本岡昭次参議院議員による国会活動に啓発されたのが契機だった。その後、1992年2月から始めた日本軍「慰安婦」問題の国連ヒューマンライツ委員会への問題提起、日本政府との論争、そしてロンドン大学図書館での研究活動、その成果だった国連国際法委員会（ILC）の1963年総会あて報告書（1905年のいわゆる「韓国保護条約」などを例示としてあげて、国家の代表者個人の脅迫強制による条約の絶対的無効の原則を明らかにしたもの）の発見に至った。その情報の国連ヒューマンライツ委員会への文書提出とマスメディアの協力は、本岡議員の国会質問に連なった。これが宮澤喜一首相答弁（1993年3月）を引き出した。

そこに至る一連のプロセス全体が、筆者の歴史認識の転換を起こした主な原因だった。

宮澤首相答弁は、その5か月後、宮澤政権の最後の段階でとりまとめられた内閣の意思である「慰安婦関係調査結果発表に関する河野内閣官房長官談話」（1993年8月4日）を予告するものとなったのである。このよう

に、本岡質問が日本政府首脳に大きなインパクトを与え、日本軍「慰安婦」問題に関する真相究明について、画期的な成果をもたらしたのである。この一連の過程の流れの中で筆者の「常識」は、打ち破られたのだった。

この事例から学ぶことができるのは、今後も政府首脳の歴史認識の前進は、日本軍「慰安婦」問題等、困難な日韓の間の葛藤の解決への道を開くための決め手になる可能性があるし、私たち日本の市民の「常識」を破り、正当な歴史認識の形成に貢献するだろうと予測できるのである。

2. 筆者発表「日韓旧条約は原初的無効——国際法上「不法強占」か？」の要旨

以下は、2025年12月8日の筆者の発表「日韓旧条約は原初的無効——国際法上「不法強占」か？」をもとにしたものである¹⁶。

①筆者発表の焦点

筆者発表の焦点は、日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約第二条「千九百十年八月二十二日以前に大日本帝国と大韓帝国との間で締結されたすべての条約及び協定は、もはや無効であることが確認される」の解釈について、検討することに絞られる。

結論から述べておこう。

今では、筆者は、韓国併合条約を含め日韓旧条約原初的無効論を支持する。

この結論は、大日本帝国による韓半島植民地支配の不法性＝「不法強占」という判断に直結するか？が問題になる。この点については、さらに

16 戸塚悦朗発表「日韓旧条約は原初的無効——国際法上「不法強占」か？」日韓弁護士会戦後補償問題研究交流会2025年12月8日日弁連会館。なお、筆者は、日弁連日韓部会委員としてこの発表を行ったが、その内容は筆者個人の研究者としての研究成果である。日弁連の見解ではないことをお断りしておく。

検討する必要があるので、その理由を末尾で述べることにする。

②はじめに

筆者は、法律家になったが、もともとは、韓国併合条約は合法という「常識」＝「神話」を信じ込んでいた。

それがなぜ大転換したのか？

自分の歴史認識＝法認識がなぜ変化したのか？その経過を、以下の三段階に分けて説明したい。

基本的には、偶然のきっかけから自ら研究をはじめたのである。しかし、次々と自分の考えに対して、疑問が湧き上がってきた。講演などのたびに重要な質問が出てくる。それらに応答する必要があった。最も対応が困難だったのは、批判的なコメントをいただくことがあったことだった。筆者の考え方に対する反対の見解にも出あった。それらに一つずつ対応しているうちに、着実に研究が進んできた。時間はかかったが、次第に「神話」から自由になったのである。

今は、「神話」信者だった自分の不明を深く恥じ、反省している。法律家であるのに、研究もしないままに、何の根拠もなく、「神話」のような「常識」を信じ込んでいたからだ。併合120年の2030年までには、日本の法律家として旧条約問題について原初の無効論の宣言を実現できないだろうか？と期待している。

③日韓旧条約にかかわる歴史認識の重要性

旧条約の効力に関する国際的認識と歴史認識に関する国会審議が、日本政府を変えた例があるので報告したい。これは本岡昭次参議院議員の国会質問が宮澤喜一首相の重要な答弁を引き出した事例である¹⁷。

17 なお、この部分の報告は、本論文シリーズ「韓半島植民地支配の不法性」ノ

○日本政府と歴史認識の変遷の概略

1965年佐藤榮作首相による併合条約に関する国会答弁は、「対等の立場で、また自由意思でこの条約が締結された」というものだった¹⁸。

この立場は、大日本帝国が植民地とした韓半島では、いかなる国家による不法行為もなされたことがなかったとする日本政府の立場を表明する基礎となり続けてきたものである。それを、佐藤首相が1965年日韓基本条約を批准するための国会審議に際して改めて述べたものだった。戦後の日本政府の立場の支柱となってきたこの立場が筆者ら法律家、研究者、マスメディアを含め大多数の日本のひとびとに「常識」（実は「神話」だったのだが）として共有されたのである。

ところが、それを揺るがすほど大きな衝撃を世界に与えた1993年8月河野洋平官房長官談話が出された。これは、植民地支配下の朝鮮・韓半島から大日本帝国政府・軍により動員され「慰安婦」とされた女性被害者に関して日本政府が調査し、その結果をまとめた歴史認識を表明したものだ。宮澤喜一首相政権の「内閣の意思」¹⁹だと理解されている。注目すべき政府の歴史認識の飛躍と言えるものだった。

これまで、筆者は、河野談話に注意を奪われて、それがなぜ宮澤首相政

ゝ（その6）【龍谷法学58巻4号2026年3月】において報告した内容と重複している。本論文（その7）で旧条約問題全体を報告する必要があるためである。重複を了解されたい。

18 第50回国会衆議院日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に関する特別委員会会議録第10号昭和40年11月5日の佐藤榮作首相答弁。

19 衆議院議員河野太郎公式サイト「いわゆる河野談話について」

<https://www.taro.org/2012/11/2012831.php> 2025年12月5日閲覧。

その後、1995年村山富市首相談話と答弁（不当合法説）、2010年菅直人首相談話、2015年安倍晋三首相談話、2018年安倍晋三首相記者会見があった。戸塚悦朗『日韓関係の危機をどう乗り越えるか』アジェンダ・プロジェクト2021年。戸塚悦朗「歴史認識と日韓の「和解」への道（その11）：「記憶・責任・未来」を掲げるドイツモデルによる解決は可能か？」龍谷法学53巻4号2021年、301-332頁。

<https://opac.ryukoku.ac.jp/iwjs0005opc/TD32147731> 2025年12月5日閲覧。

権の「内閣の意思」と言われたのかの理由の検討を十分にしていなかった。筆者が見逃してきたのは、宮澤首相による歴史認識の表明が河野談話の原点になっていたことだった。宮澤首相答弁に対して十分な注目をしなかったことを反省している。

本岡昭次参議院議員による宮澤喜一首相に対する旧条約（1963年ILC総会あて報告書が言及した1905年11月17日付「日韓協約」、いわゆる「韓国保護条約」）の効力問題についての質問は、それだけが単独になされたものではなかった。その次に日本軍「慰安婦」問題に関する質問が控えていたのである。その連続した二つの質問に答えた、1993年3月23日参議院予算委員会宮澤喜一首相答弁を見てみよう。

日韓併合以来の一九六五年までの歴史あるいは敗戦までの歴史というものは決して我々にとって誇りにできるものではない。このようなことは二度と繰り返すまいというのが国民の決心であると思います。

…そういう中でこの慰安婦という問題が起こってきたわけでございますから、そういう立場から、我々として誠意を持ってこの問題についての、我々のいわば過去における過ちを陳謝する…事実関係を偽りなく究明をして明らかにするというのが、我々の過去の反省というものを現実に関係者にもわかってもらう一番大事な道であろうというふうに考えております。

この宮澤首相答弁の後半部分は、1993年8月河野官房長官談話を予告したものと考えられる。ところが、よく読むと、後半部分を導くための前提となる歴史認識が政府による真相究明・謝罪・過去の反省への論理を導く理由としてその前半部分に述べられていることが理解できるであろう。

宮澤首相は、「日韓併合以来の一九六五年までの歴史あるいは敗戦まで

の歴史というものは決して我々にとって誇りにできるものではない。このようなことは二度と繰り返すまいというのが国民の決心であると思います。」と明確に述べている。

これは、前記した1965年の佐藤首相答弁とは相いれない歴史認識である。

この宮澤首相答弁は、本岡議員が併合条約の基礎となった1905年「韓国保護条約」を国家代表個人に対する脅迫強制を理由に無効とする国際社会の認識をあげてした質問に対する政府による誠実な応答だったと考えられる。

政府答弁は、旧条約を無効と述べたわけではない。

だが、法的に無効と国際的に指摘された瑕疵がある旧条約によって植民地支配がなされた歴史について、「誇りにできるものではない」、つまり、「二度と繰り返すまいという」あやまりであったことを認めたものと評価してもよいのではないか。

宮澤首相は、条約問題などの歴史についての国際社会の認識などを含めすべてをひっくるめて、「そういう中で」として、「慰安婦」問題への対応との結びつきを説明していることに注目すべきだろう。つまり、あやまった植民地支配下で大日本帝国政府・軍がおこしたからこそ、「慰安婦」問題については、政府による徹底的な真相究明が必要だと認め、その実行を約束したのである。

これが、1993年8月6日河野洋平官房長官談話は、宮澤喜一内閣政権の「内閣の意思」だったことを示す起点、すなわち、その原点となったと考えられる。その宮澤喜一首相の「内閣の意思」を形成した答弁がここにあったと見ることができよう。

こうしてみると、1993年3月23日参議院予算委員会宮澤喜一首相答弁は、戦後の保守政治の転換点を示す極めて重要な首相答弁だったと評価できるとしてよさそうである。

それでは、この宮澤首相答弁はどのような経過で実現したのだろうか？

○本岡昭次参議院議員（社会党）の国会活動

筆者は、本岡昭次参議院議員の国会活動の重要性について報告したことがある²⁰。

本岡議員は、1990年から日本軍「慰安婦」問題、戦時「強制連行」問題で国会質問を始めている。当初本岡議員が朝鮮人強制労働問題に取り組んだのには、動機があった。そのエピソードを本岡議員本人から直接聞いたことがあった。

戦時中強制労働に動員された在日朝鮮人たちが造らされた、その鉄道のトンネルをとおって通学する朝鮮学校の子供たちが、同じトンネルを利用する日本人の子弟の通学定期券より高額のコストを課されるという不合理があった。これを解消しようとして、いわゆる「朝鮮人強制連行」についての真相究明のために国会質問を始めたと言うのである。国会質問の過程で、次々と戦時朝鮮人労働動員に関する新たな事実が明らかになった。そして、とうとう日本軍「慰安婦」の存在にまで国会論議がたどり着いたのである。

国会活動全体の詳細については、本岡議員自身がワープロ操作を習得して自筆で書いた貴重な記録が、著書三冊として出版されている²¹。

○筆者の国連活動は、本岡議員に啓発されて始めたもの

筆者は、1992年2月国連ヒューマンライツ委員会に日本軍「慰安婦」問題を「性奴隷」だったと提起した。それは、筆者が尊敬する本岡議員が1990年以降始めた「強制連行」と日本軍「慰安婦」問題に関わる国会活動

20 戸塚悦朗「歴史認識と日韓の「和解」への道（その6）：「慰安婦」問題に関する日韓外相合意から板門店南北首脳宣言まで」龍谷法学第51巻第1号、2018年、353-396頁。

<https://opac.ryukoku.ac.jp/iwjs0005opc/TD32071158>

21 ①本岡昭次『孫悟空議員奮戦記——参議院議員本岡昭次の17年』ひょうご芸術文化センター、1997年。②同『慰安婦問題と私の国会審議』本岡昭次東京事務所、2002年。③同『政界再編の戦国時代を生きる——社会党から民主党へ』ひょうご芸術文化センター、2004年。

に啓発されて始めたことだった。

その結果、日本政府との厳しい法的論争（大日本帝国が国際法違反を侵したか否か）が始まった。

困り果てた筆者は、ロザリン・ヒギンス教授（Prof. Rosalyn Higgins, The London School of Economics and Political Science, LSE教授で、のちの国際司法裁判所裁判長）に日本軍「慰安婦」問題について相談した。筆者は、当時ロンドン大学（LSE）の客員研究員だったし、同大学大学院（LLMコース）時代の指導教授だったので、ヒギンス教授は親切に面会してくれた。筆者は、日本政府への具体的な反論をどうしたらよいかと相談したのだ。

ところが、いただいた助言は、「大変興味深い問題にぶつかってよかったですね。図書館に行きなさい！」というものだった。

それは、質問への直接的な答えではなかった。あとで納得したのだが、最良の助言だった。それまでは、そのような基本的な研究努力を怠っていたのである。その後は、毎日熱心にロンドン大学の図書館に通って研究に専念した。その結果、図書館の埃の匂いが大好きになったのである。

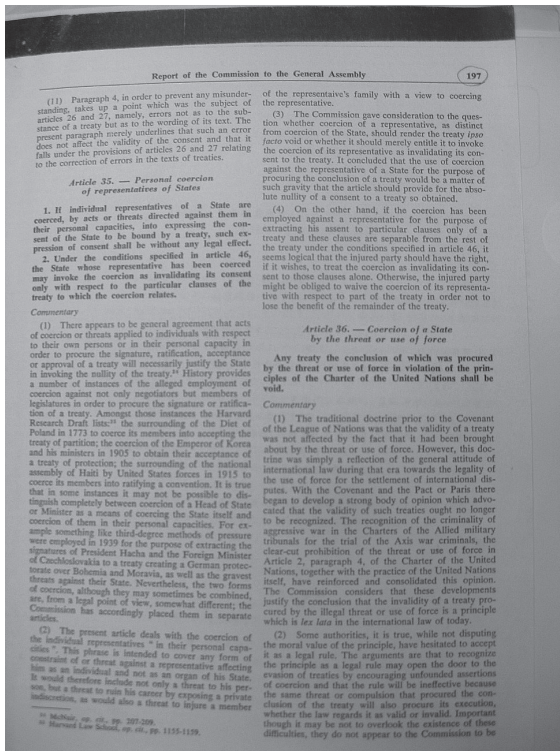
○国連国際法委員会（ILC）報告書（1963年）を発見

国連国際法委員会（International Law Commission, ILC）は、条約法条約の草案の起草を研究していたが、国際連盟当時のハーバード研究草案（1935年）を引用し、日本による1905年韓国「保護条約」強制事件を取り上げたことがわかった。

国連総会にあてた国際法委員会（ILC）による1993年報告書、YEARBOOK OF THE INTERNATIONAL LAW COMMISSION 1963 Volume II（Documents of the fifteenth session including the report of the Commission to the General Assembly, p.197）に出会ったときは、心底驚いた。

下記の【写真1】は、1992年秋に筆者がコピーした報告書の写真である。これを筆者が発見したのは、1992年秋、ロンドン大学客員研究員当時、同大学高等法学研究院（Institute of Advanced Legal Studies, IALS）の図書館でのことだった。

【写真1】1963年ILC報告書（197頁）



この発見で、併合条約は合法という「神話」を信じていた自らの誤りに気付いたのである。固定観念がガラガラと崩壊した瞬間だった。報告書を書架から取り出して立ち読みしたときのことは、今になっても忘れられない。

「一体これは何なのか?!」と、その瞬間に受けた激しい衝撃を想起している。

報告書は、1905年「韓国保護条約」を含む四つの条約を事例に挙げて、国家代表個人に対する脅迫・強制によって締結された条約は、追完も許さず、絶対的無効であるという国際慣習法上の原則をみとめていた。その根拠として、国際連盟当時の研究であるハーバード草案（1935年）を注記していた。これが国際法条約の原案として国連総会あてに提案されていたのである。

この1963年ILC報告書は、筆者が信じ込んでいた日本の「常識」の基礎を覆すものだった。だが、日本では知られていない。日本の人々に至急知らせる必要があると考え、筆者は、研究成果をまとめて、急ぎ論文原稿を執筆した。しばらくロンドン留学中だった筆者は、日本の事情に疎くなっていた。内容が衝撃的だったから、論文が日本でどのように受け止められるか判断に迷った。そこで、原稿を本岡議員事務所にロンドンからファックスで送って、意見を尋ねた。

ところが、本岡議員事務所からは、「これを実名で出版したら、殺されてしまいますよ!」と警告をうけたのだ。これにも驚いた。日韓旧条約の日本の「常識」に反する主張は、日本では非常に敏感なタブーに触れるという。現実を思い知らされた。

しかし、論文の内容をできる限り早く日本の人々に知らせることが重要であることは、明白だった。危険を避けるためには、筆者の名前を書き入れずに発信する工夫が必要だった。そこで、思いついたのは、国連NGOであるIFOR（国際友和会）ジュネーブ代表（当時）のレネ・ワドロウ氏（Mr. Rene Wadlow）に協力を要請することだった。大変ありがたいことに、同氏はこのプロジェクトに賛成し、筆者の提案を快諾してくれた。早速、日本語の論文を要約した英文を書き上げた。それを同氏の名前でIFOR・NGO文書として国連ヒューマンライツ委員会に提出してもらうこ

とができたのである。

これは、IFOR・NGO文書（UN.Doc.E/CN.4/1993/NGO/36）として印刷され、国連ヒューマンライツ委員会に公式に配布された。幸運だったのは、毎日新聞（1993年2月13日報道）とジャパン・タイムス（1993年2月16日報道）の協力が得られたことだった²²。このIFOR・NGO文書提出のニュース報道を通じて、この貴重な情報が日本の人々に知られることになった。

本岡昭次参議院議員は、このJFOR・NGO文書の内容についてソウルを訪問して裏付け調査を行い、「国会で質問する」と日本政府に通告したのである。

ところが、予想外の事態が起きた。外務省の丹波實外務省条約局長が本岡議員事務所に座り込んでしまったというのだ。丹波局長は、「この国会質問をされたら、日本がどこまで落ちてゆくかわかりません。質問をやめると約束してくれるまで、外務省に帰ることはできません」と言い張って、国会質問を阻止しようとしたのである。

この条約局長の直接行動に困惑した本岡議員からロンドンの筆者に問い合わせがきた。本岡議員は、野党第一党社会党の議員で、筋金入りのリベラル派政治家である。しかし、やはり日本人である。「底なし沼では困る。この質問をしたら、日本はどこまでおちて行くのですか？」と日本の将来を真剣に憂慮していた。

筆者は、「事実を認めて謝罪すること、慰安婦問題と強制連行問題を解決することで和解できるでしょう」と答えた。これなら、日本は、底なし沼に落ちることなく、脱植民地化のプロセスを推進する優等生になれるは

22 伊藤芳明「慰安婦問題「日韓保護条約は無効」スイスの人権組織、63年、国連委が報告書」毎日新聞93年2月16日。“Treaties were forced on Korea” U. N. intervention urged over ‘comfort women’”, The Japan Times, February 16, 1993.

ずだ。

○本岡議員の国会質問（1993年3月23日参議院予算委員会）が実現

この回答で安心した本岡議員は、最終的に質問断行を決断した。実現した国会審議の詳細については、既に報告したので²³、ここでは繰り返さない。その結果、前記の宮澤首相の重要な答弁を実現することになったのである。

筆者が1905年当時の国際法、とりわけ1963年ILC報告書について龍谷法学に論文²⁴を発表したのは、2006年（統監府100年の年）だった。報告書発見から16年後のことだったから、筆者の勇気の不足がこの遅れの原因だったと反省している。しかし、別の角度から見ると、この問題が日本社会の厳しいタブーであり続けていることを、この遅れが象徴しているとも見てみることもできるだろう。

④安重根義士研究は、日韓旧条約研究にとってなぜ重要なのか？

筆者は、「歴史認識と日韓の「和解」への道（その1）：安重根東洋平和論研究は、日本を孤立から救うか？」という論文²⁵を発表したことがある。そう考えるほど、安重根義軍参謀中将の東洋平和論の持つ思想が日本にとって重要だと考えたのだ。

思想だけではない。安重根義軍参謀中将裁判の研究から大日本帝国が冒した重大な誤まりが明らかになることもわかってきた。この研究も偶然の契機から始めることになった。その経過を報告し、その重要性を考えてみ

23 戸塚悦朗「韓半島植民地支配の不法性（その6）——国際社会における日韓基本条約認識」龍谷法学第48巻4号2026年、147-199頁。

24 戸塚悦朗「統監府設置100年と乙巳保護条約の不法性：1963年国連国際法委員会報告書をめぐって」龍谷法学第39巻第1号2006年、15-42頁。

25 戸塚悦朗「歴史認識と日韓の「和解」への道（その1）：安重根東洋平和論研究は、日本を孤立から救うか？」龍谷法学第48巻第1号2015年、163-188頁。

たい。

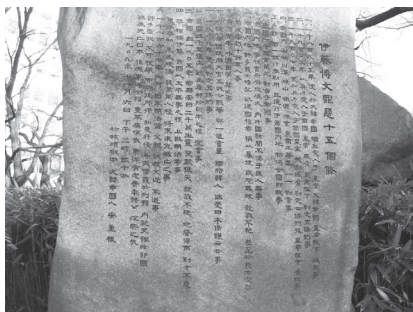
○安重根義士研究の始まり

筆者が龍谷大学法科大学院に勤務中のことだったが、龍谷大学図書館には安重根義軍参謀中将の遺墨が三点も寄託されていたことを知った。その縁で、2008年12月旧安重根義士記念館を訪問することになった。

記念館の前庭には、「伊藤博文罪惡15個条」の石碑が展示されていた。その内容を見て驚いた。漢文だが、何とか要旨は読み取れた。筆者がそれまでほとんど知らなかった大日本帝国による大韓帝国とその人々に対する重大な犯罪行為が列挙されていたのである。強い衝撃を受けて、写真を撮った。安重根義軍参謀中将が大韓帝国人安重根と署名し、検察官に対してなぜ伊藤博文公爵を撃ったのかを説明するために書いた文書（1909年11月6日）を石碑に彫ったものだった。

日韓関係の歴史に全く無知だったことを思い知らされた。安重根義軍参謀中将によるこの十五個条の告発の真相を究める必要があると痛感した。この安重根義軍参謀中将からの問いかけは、その後日韓関係の歴史研究を継続する指針となった。

【写真2】旧安重根義士記念館「伊藤博文罪惡十五個條」の石碑（2008年12月筆者撮影）



伊藤博文罪惡十五個条の二番目には、伊藤博文公爵が皇宮を軍事占領して皇帝に締結を強制した「五條約」のことが書かれていた。これは、前述した1963年ILC総会あて報告書が絶対的無効の条約の事例としてあげた1905年11月17日付の条約（実は幻の条約だった）のことだったことは、すぐわかった。だが、すでによく知っていたのはこの事件だけだった。

この時合うことができた金鎬逸（キム・ホイル）安重根義士記念館館長（韓国の中央大学名誉教授・歴史学専攻）から、龍谷大学図書館所蔵の遺墨3点をソウルに貸し出して欲しいという依頼を受けた。それは筆者の権限外のことだったので、龍谷大学学長に直接面会し、遺墨貸し出し方を正式要請するよう勧めた。日本に至急電話して、韓国併合100年市民ネットワーク（筆者は共同代表の一人）の事務局長の重本直利教授に相談し、金館長の来日が実現したら、その際同ネットワークのために安重根義軍参謀中将についての講演を要請することとした²⁶。これが2009年3月に実現した。

それが契機になって、2013年に龍谷大学社会科学研究所内に安重根東洋平和研究センターが設置された²⁷。その実現は、李洙任（リー・スーイム）経営学部教授（プロジェクト代表）及び重本直利経営学部長（事務局長）ほかの研究員の努力による。その熱意を高く評価したい。その後の発展により、龍谷大学における安重根東洋平和論などの研究と教育は両面で画期的な前進を遂げることになった。

筆者は法律家であることから、金館長から安重根義軍参謀中将裁判の不法性の研究を依頼された。それがその後の筆者の日韓旧条約研究の方向を

26 戸塚悦朗「龍谷大学における安重根東洋平和論研究の歩み：100年の眠りからさめた遺墨（上）」社会科学研究年報第44号2014年、57-66頁。

<https://opac.ryukoku.ac.jp/iwjs0005opc/TD00493015> 2025年12月6日閲覧。

27 戸塚悦朗「龍谷大学における安重根東洋平和論研究の歩み：100年の眠りからさめた遺墨（下）」社会科学研究年報第44号2014年、67-78頁。

<https://opac.ryukoku.ac.jp/iwjs0005opc/TD00493010> 2025年12月6日閲覧。

定めることになった。こうして、2008年12月の旧安重根義士紀念館訪問は、その後の安重根義軍参謀中将裁判とその東洋平和論に関する研究の発展の契機になったのである。

○1905年11月17日付「日韓協約」締結を否定した高宗親書

伊藤博文公爵が皇宮を軍事占領して皇帝に締結を強制した「五條約」を、安重根義軍参謀中将が伊藤博文罪惡十五個条の二番目にあげたことは前述した。これについて、大韓帝国の高宗皇帝はどのような主張をしていたのだろうか？

高宗親書を見てみたい。

2016年国際会議参加のために米国ニューヨーク所在のコロンビア大学を訪問する機会があった。その図書館が保管する貴重文書の中に高宗親書があることを知っていた²⁸。そこで、10月28日同図書館で文書を探し当て写真撮影することができたので、そのうちの1枚の【写真3】を以下で紹介したい。

高宗皇帝は、特使ハルバート（米国人）に託して、列強の元首あてにこのような親書（1906年6月22日付）を送り、高宗皇帝は、安重根義軍参謀中将が言う「五條約」を締結していないこと、つまり法的には大韓帝国は外交権を失っていないことを国際社会に訴えようとしたのである。1907年ハーグ平和会議（当初は1906年に開催される予定だった）に正式に三名の大韓帝国代表を参加させるための布石だった²⁹。だが、大日本帝国の政治力が勝っていたため、実際には受け取りを拒否されるなど公式に届けることに成功しなかった³⁰。そして、結局コロンビア大学に所蔵されることに

28 東亜日報（1993年10月24日）及び週刊法律新聞（同年11月12日）報道。

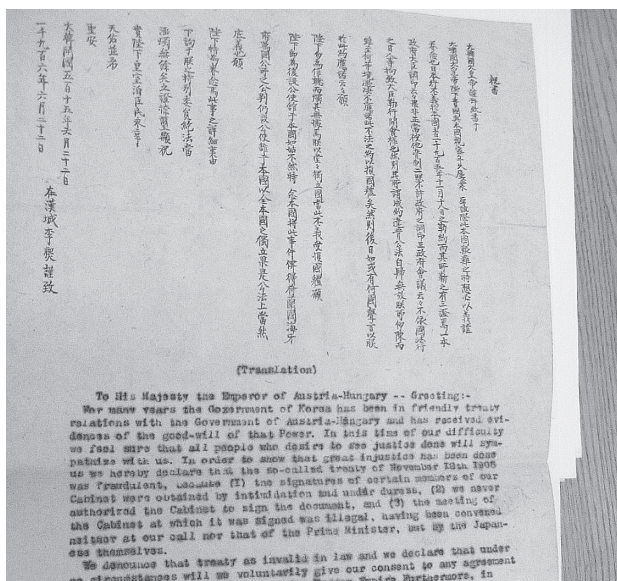
29 ハーグ密使事件を題材にした小説チョン・ミョンソプ著北村幸子訳『消えたソentakホテルの支配人』影書房（2022年）に、戸塚悦朗による解説（233＝237頁）がある。

30 ハーグで客死したイ・ジュンら大韓帝国の使節がどのような経過で第二回ノ

なったのである。

しかし、この高宗親書は、締結権者であった高宗皇帝がこの「五條約」の締結を否定していた歴史的事実を証明する貴重な文書である。

【写真3】高宗のオーストリア・ハンガリー帝国皇帝への1906年6月22日付け親書



○安重根義軍参謀中將本人の最終弁論

金館長から依頼された安重根義軍参謀中將裁判の不法性の研究は、2008年から始めたが、2019年になってようやく完成した。安重根義軍参謀中將の法廷での主張が重要であることは言うまでもない。そのうち最も重要と

ゝハーグ平和会議への出席を拒まれたのかについて調べ、大韓帝国使節団に面会した当時のオランダ外務省外交官のメモを研究したことがある。レンドルプによる報告メモ（1907年7月4日）については、戸塚悦朗「韓半島植民地支配の不法性（その2）——安重根はなぜ伊藤博文を撃ったのか？——その歴史的事実の検討」龍谷法学第48巻第2号2015年、943-963頁。

思われる主張は、裁判の最終弁論であると思う。その最後に、彼は以下の
ように述べている³¹。

尚ほ申上げたいのは、二人の弁護士の説に依りますと、光武三年
の清韓通商条約に依って韓国人は清国に於ける治外法権を有して居
る。又清国は韓国に於て治外法権を有して居るから、韓国人が海外
に於て罪を犯せば何等の明文がないから無罪であると云ふ説であり
ましたが、これは甚だ其当を得ない説だと思ひます。今日の人間は、
悉く法律の下に生活して居るのである。人を殺して何等の制裁が加
へられないといふ訳がない。併し私がそうすれば、私は個人的に
やったのではなく、義兵としてやったのであるから、戦争に出て捕虜
になってここに来て居るものだと思ひますから、私の考へで
は、私を処分するには国際公法、万国公法に依て処分せられん事を
希望致します。

これだけ読んで、すぐに理解できる読者はどれだけおられるだろうか。
筆者は、何のことかよくわからなかった。当初、金館長から問題点の説明
を受けたときにも、理解ができていなかった。

国際法と、複数の国内法が重層的に適用される事件であって、普通の刑
事裁判とは全く違う。裁判管轄権の問題と、準拠法（どの国の法を適用す
るのか）という二つの法律問題がある。だから、法的問題が錯綜して簡単
に理解することが困難である。

そのうえ、今から考えると、大日本帝国政府も、弁護人も、検察官も、

31 戸塚悦朗「韓半島植民地支配の不法性（その3）：日韓旧条約の国際法上の効
力と安重根義軍参謀中将裁判の不法性の検討」龍谷法学第56巻第3号2023年、
135-181頁。

<https://opac.ryukoku.ac.jp/iwjs0005opc/TD32220238> 2025年12月7日閲覧。

裁判官も法解約を間違っていた。だから、ますます論理が混乱して理解できなかったこともある。もっともよく事態を把握していたのは、安重根義軍参謀中将だったと思われる。だから、この被告人の最終陳述を活用して、複雑な法的問題点を解きほぐしてゆきたい。

もっとも、裁判官は、この主張を全く無視した。理解したうえで無視したのか、わかっていながら無視したのかは、わからない。だが安重根義軍参謀中将の主張については、全く応答していないのである。

まず前段の「尚ほ申上げたいのは、二人の弁護士の説に依りますと、光武三年の清韓通商条約に依って韓国人は清国に於ける治外法権を有して居る。又清国は韓国に於て治外法権を有して居るから、韓国人が海外に於て罪を犯せば何等の明文がないから無罪であると云ふ説でありましたが、これは甚だ其当を得ない説だと思ひます。」という部分を見てみよう。

弁護人は、無罪だと主張している。だが、安重根義軍参謀中将は、この弁護人の主張は間違っているというのだ。もっとも、弁護人の説は、論理的に成立しない主張ではない。第一に、犯行地は清国領であるから、原則的には清国に裁判管轄権がある。しかし、光武三年の清韓通商条約によって、韓国人については治外法権がある。だから、大韓帝国に裁判管轄権があることになる。そうすると、ハルビンの大韓帝国領事による裁判権が及ぶはずなのである。

ところが、大日本帝国政府によれば、1905年11月17日付「日韓協約」によって大韓帝国の外交権を大日本帝国の外務省が行使することになった。だから、韓国人に対する外交保護権も大韓帝国領事にかわってハルビンの大日本帝国領事が裁判権を行使することになったというのである。そうすると、この領事裁判を日本の外務大臣が旅順の関東都督府地方法院に移送したという論理になるのである。これは裁判管轄の問題に関する大日本帝国側の論理である。

問題が複雑になるのは、これだけでは、法的問題が終わらないことである
(龍法 '26) 59-1, 70 (70)

る。どこの国の刑事法を適用するのかという準拠法の問題があるからである。弁護人は、清韓通商条約の趣旨からすると、大韓帝国の刑事法を準拠法として適用すべきだと主張した。もしそうであるなら、大韓帝国の刑事法には、殺人罪の国外犯処罰規定がないというのだ。だから、論理的に判断するなら無罪という（本意ではあるが）結果になってしまうというのである。

安重根義軍参謀中将は、この論理を結果から見て不合理だと批判している。その理由は、「今日の人間は、悉く法律の下に生活して居るのである。人を殺して何等の制裁が加へられないといふ訳がない。」と言う。安重根義軍参謀中将は、処罰を免れようとしていたのではない。法律論を展開しているのである。安重根義軍参謀中将が依頼しようとした私選弁護人は法院が拒否した。裁判所が選んだ二人の日本人官撰弁護人は、安重根義軍参謀中将の主張を無視した。

安重根義軍参謀中将の次の論理は、きわめてもっともなものである。

「併し私がそうすれば、私は個人的にやったのではなく、義兵としてやったのであるから、戦争に出て捕虜になってここに来て居るものだと信じて居りますから、」と言う。

つまり、安重根義軍参謀中将は、「戦争」を戦っているというのだ。

これは、きわめて重要かつもっともな主張である。伊藤博文罪惡十五個条を読むなら、安重根義軍参謀中将は、大日本帝国による大韓帝国への侵略戦争に義軍として軍事的に対抗し、防衛戦争を戦っていたことは明白だ。当時の国際法は、正規軍ではない義軍の戦闘も認めていたし、実際に安重根義軍参謀中将が義軍として戦闘していたことも、すでに述べた³²。

戦争だからと言って、何をしても許されることにはならない。戦争の法規は、戦時国際法が規律するところであって、これに違反すれば、戦争犯

32 前注参照。

罪として処罰される。安重根義軍参謀中将は、「私の考へでは、私を処分するには国際公法、万国公法に依て処分せられん事を希望致します。」と、このことを指摘しているのである。

ところが、裁判所は、以下のように安重根義軍参謀中将の主張に全く答えていない。日本政府も、裁判所も大日本帝国が大韓帝国を侵略して戦争を仕掛け続けていた事実を認めたくなかったのではないだろうか。現在のロシアによるウクライナ侵略戦争に似ている。

○関東都督府地方法院判決：判決の法適用判断の誤り

関東都督府地方法院は、1910年2月14日、同法院の裁判管轄権を認め、大日本帝国刑法第199条殺人罪を適用し、政府要求どおり安重根義軍参謀中将に対し「極刑」死刑判決を言い渡した。この判決には、以下の二つの重大な判断の誤りがあった。

★管轄権の存否に関する判断の誤り

判決は、以下のように判示した。

右犯罪地及逮捕地を管轄するハルビン帝国領事官は…本件被告等の
犯罪を審判するの権限あるものと謂わざる可からず

……

明治三十八年十一月十七日締結せられたる日韓協約第一条によれば
日本国政府は在東京外務省に由り今後韓国の外国に対する関係及び
事務を監理指揮すべく日本国の外交代表者及び領事は外国に於ける
韓国の臣民及び利益を保護すべしとあり、又光武三年…締結せられ
たる韓清通商条約第五款には韓国は清国内に於いて治外法権を有す
ることを明記せるを以って、

★準拠法に関する判断の誤り

さらに、判決は以下のようにも判示した。

…日韓協約第一条の趣旨は日本政府が其臣民に対して有する公権作用の下に均しく韓国臣民をも保護するに在るものと解釈すべきに依り公権作用の一部に属する刑事法の適用に當り韓国臣民を以て帝国臣民と同等の地位に置き其犯罪に帝国刑法を適用処断するは最も条約の本旨に協ひたるもの

この判断がなぜ誤りだというのだろうか？

この判決が判断の根拠とした明治三十八年十一月十七日（1905年11月17日）締結せられたる「日韓協約」という条約は、以下述べる通り、実は存在しないことが明らかになった。だから、その適用により裁判管轄権を認めることは、違法なのである。準拠法を日本の刑法としたことの根拠もこの日韓協約だから同様の違法があった。

安重根義軍参謀中將裁判の研究から、この時代が実は戦争状態であって、この事件には戦時国際法が適用されるべきだったことも明らかになった。裁判研究は、1905年11月17日付日韓協約という条約は、存在しなかったという研究成果にも筆者を導いたのである。

○1905年11月17日付「日韓協約」の存在を喧伝してきた専門家

日韓併合を研究してきた研究者、例えば海野福寿教授は、1905年11月17日付「日韓協約」の存在を喧伝してきた。

【写真4】海野福寿編『日韓協約と日韓併合』明石書店（1995）187-189頁から

387 付録・関連条約 日韓協約・韓日協商條約（一九〇五年） 明治三十八年十一月十七日京城ニ於 同年月十二日宣告 日本國政府及韓國政府ハ兩帝國ヲ結合ス ル利害共通ノ主義ヲ策定シテ兩國ノ利益ヲ 欲シ韓國ノ富強ヲ實ニ認ムル時ニ至ル 迄此目的ヲ以テ左ノ條款ヲ約定セリ 第一條 日本國政府ハ在東京外務省ニ由 リ今後韓國ノ外國ニ對スル關係及事務 ヲ監視指揮スヘタ日本國ノ外交代表者 及領事ハ外國ニ於ケル韓國ノ臣民及利 益ヲ保護スベシ 第二條 日本國政府ハ韓國ト他國トノ間 ニ現在スル條約ノ實行ヲ金フルノ任 ニ當リ韓國政府ハ今後日本國政府ノ仲	韓日協商條約 明治三十八年十一月十七日京城ニ於 同年月十二日宣告 日本國政府及韓國政府ハ兩帝國會結合 シ利害共通ノ主義ヲ策定シテ兩國ノ利益 ヲ欲シ韓國ノ富強ヲ實ニ認ムル時ニ至ル 迄此目的ヲ以テ左ノ條款ヲ約定セリ 第一條 日本國政府ハ在東京外務省ニ由 リ今後韓國ノ外國ニ對スル關係及事務 ヲ監視指揮スヘタ日本國ノ外交代表者 及領事ハ外國ニ於ケル韓國ノ臣民及利 益ヲ保護スベシ 第二條 日本國政府ハ韓國ト他國トノ間 ニ現在スル條約ノ實行ヲ金フルノ任 ニ當リ韓國政府ハ今後日本國政府ノ仲
第一條 日本國政府ハ在東京外務省ニ由 リ今後韓國ノ外國ニ對スル關係及事務 ヲ監視指揮スヘタ日本國ノ外交代表者 及領事ハ外國ニ於ケル韓國ノ臣民及利 益ヲ保護スベシ 第二條 日本國政府ハ韓國ト他國トノ間 ニ現在スル條約ノ實行ヲ金フルノ任 ニ當リ韓國政府ハ今後日本國政府ノ仲	CONVENTION. <i>Signed at Seoul, in Japan and Korea, Novem- ber 17, 1905. Published November 23, 1905. (Translation.)</i> The Governments of Japan and Korea, being desirous to strengthen the principles of solidarity which unite the two Empires, have with that object in view agreed upon and concluded the following stipulations to serve until the moment arrives when it is recognized that Korea has attained na- tional strength:— Article I. The Government of Japan, through the Department of Foreign Affairs at Tokyo, will hereafter have control and direction of the external relations and affairs of Korea, and the diplomatic and consular charges of the subjects and interests of Korea in foreign countries. Article II. The Government of Japan undertakes to see to the execution of the treaties actually existing between Korea and other Powers.

海野福寿編『日韓協約と日韓併合』に資料として掲載されている1905年11月17日付「日韓協約」は、外務省条約局出版『舊條約彙纂第3巻（朝鮮・琉球）』（1934）よりそのまま転載したものである³³

念のため、確認してみたが、【写真4】の記載は、外務省条約局出版の『舊條約彙纂第3巻（朝鮮・琉球）』1934年3月刊行による1905年11月17日付「日韓協約」と全く同じである³⁴。海野氏著書資料の原典は、外務省出版の旧条約集であり、日本語版、韓国語版のほかに英語版（署名がない）

33 海野福寿編『日韓協約と日韓併合』明石書店（1995）187-189頁は、外務省条約局出版『舊條約彙纂第3巻（朝鮮・琉球）』（1934）より転載とされている。

34 『舊條約彙纂第3巻（朝鮮・琉球）』外務省条約局（昭和9年）1934年3月、204頁。

がある。

海野教授は、まさか大日本帝国政府（外務省）が虚偽を流布するとは想像さえしなかったであろう。その意味では、海野教授も政府に騙された被害者と言ってもよいだろう。しかし、日本語を理解する研究者も、市民も、第一線の大学教授である研究者の研究成果の真実性を疑うことはなかったであろう。実は、同書を購入した筆者もそのままこの記載が真実だと信じこんでいたのである。筆者を含めた日本の人々の歴史認識はこのようにして創り上げられてきたことを想起する必要がある。

実は、この海野教授の著書（1995年出版）も外務省旧条約集（1934年刊行）も、安重根義軍参謀中将裁判のとき（1910年2月）には存在しなかった。

○ところで、裁判官は何を見て判決したのだろうか？

それでは、1910年2月14日安重根義軍参謀中将裁判の判決当時出版されていた条約集はあったのだろうか？裁判官は何を見て判決を言い渡したのだろうか？

裁判官は、裁判管轄権の根拠について、「明治三十八年十一月十七日締結せられたる日韓協約第一条によれば日本国政府は在東京外務省に由り今後韓国の外国に対する関係及び事務を監理指揮すべく日本国の外交代表者及び領事は外国に於ける韓国の臣民及び利益を保護すべしとあり、…」と判示している。

伊藤博文公爵が統監だった時代である明治四十一年十月に統監府編纂による『韓国條約類纂』（1908年）が出版された。その20頁に「日韓協約（明治三十八年十一月十七日調印）」という条約が存在するとして掲載されている³⁵。これは、インターネットを通じて確認できた。以下のその表紙

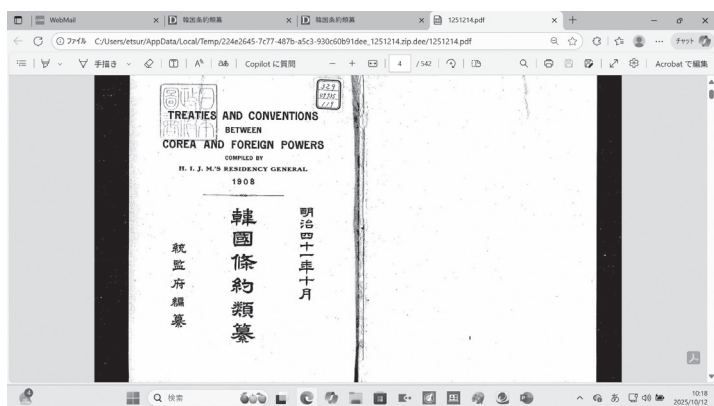
35 統監府編纂『韓国條約類纂』明治41年10月（1908年10月）、20-21頁。

<https://www.digital.archives.go.jp/file/1251214.html> 2025年10月12日閲覧。

と該当部分の写真（インターネットから）を掲載しておくので、読者にも確認していただきたい。

裁判官は、これを根拠にして、判決を言い渡したと推認できる。この条約は実際には存在したのかどうかという問題があるが、弁護人も検察官も裁判官も検討していない。

【写真5】明治四十一年十月統監府編集『韓國條約類纂』表紙



【写真6】統監府編纂『韓國條約類纂』「日韓協約（明治三十九年十一月十七日調印）」



条約の存在は、条約の原本によって証明される。だが、安重根義軍参謀中将裁判の審理に際して原本は示されなかったはずだ。条約が何を定めているかについては、裁判官は伊藤博文統監が率いる統監府の出版物であった条約集『韓國條約類纂』（1908年出版）掲載の上記【写真6】によって確かめたと推認できる。

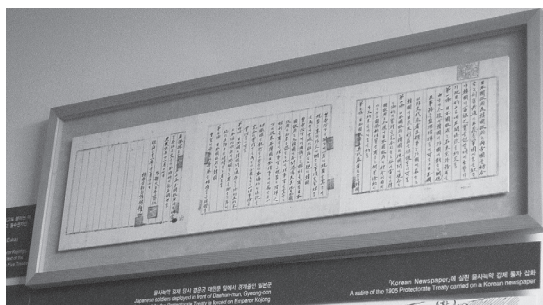
そこで問題になるのは、この条約の原本は実在するのか？という問題である。

○条約文の原本を探してみると

★1905年11月17日付「韓日協商條約」（韓国語版）の原本は存在するか？

筆者は、2008年8月17日にハーグにある李ジュン平和博物館を訪問した。その際、問題の条約（とされてきたものの韓国語版）を確認する機会があった。1905年11月17日付の条約（韓国語版）の原本レプリカが展示されていたのである。驚くべきことだったが、その条約文の一行目は空白になっていて、「韓日協商條約」という条約タイトルがなかったのである。その時撮影したので、その【写真7】を以下に掲載する。

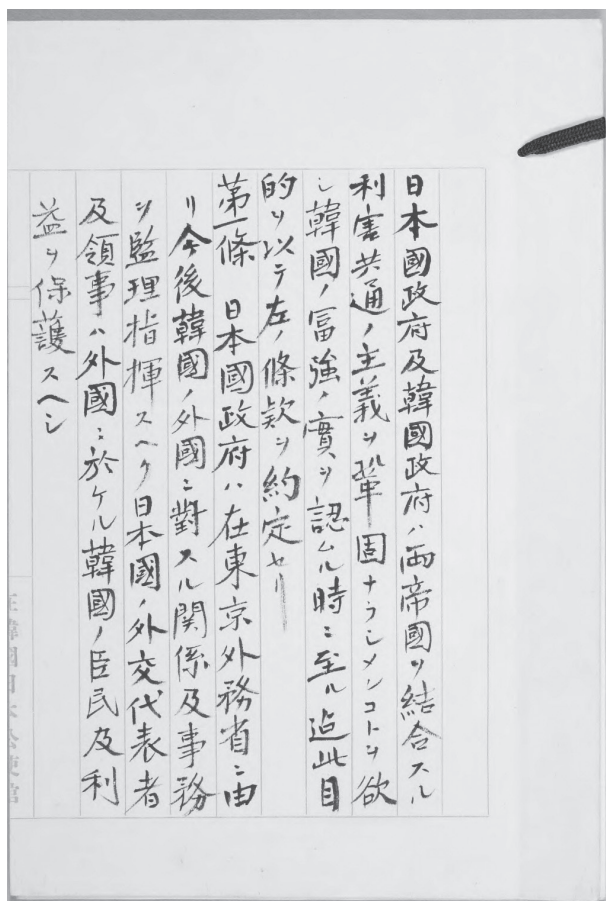
【写真7】1905年11月17日付の条約（韓国語版）原本レプリカ（2008年8月17日にハーグにある李ジュン平和博物館を訪問した際筆者が撮影）



★1905年11月17日付「日韓協約」（日本語版）の原本は存在するか？

それでは、1905年11月17日付「日韓協約」（日本語版）の原本は存在するのだろうか？2010年2月9日、筆者は、外務省外交史料館（東京）にて、日本語原本といわれる文書を視認した（目視のみ）。

【写真8】 インターネット上で公開されている1905年11月17日付条約（日本語版）の原本



しかし、原本には「日韓協約」というタイトルはおろか、何のタイトルもない。ただ五箇条の条文があるだけである。一行目は空欄だった。インターネット上で公開されている1905年11月17日付条約原本【写真8】も一行目は空白で、タイトルがないことは紙の原本と同じである³⁶。結局のところ、1905年11月17日付「日韓協約」（日本語版）の原本も存在しないことが確認された。

要するに、同日付「日韓協約」というタイトルをもつ条約も、「韓日協商條約」というタイトルをもつ条約も、原本は見つからなかったのである。

それでは、上記写真は何を意味するのであろうか？

条約案（条文）の同日付“草案”のみがある。そのように解釈することが自然であろう。この文書の存在からは、伊藤博文公爵が率いる大日本帝国軍の軍事占領下における脅迫によって、条約案（条文）の草案が作成され、大韓帝国外務大臣がそれに署名を強制されたということが明らかになったのである。

韓国語原本にも日本語原本にも、1905年11月17日付けの条約草案には、「韓日協商條約」というタイトルも、「日韓協約」というタイトルも記載されていない。未完成の文書（条約の条文の草案）が存在することだけが証明されたにすぎない。完成した「日韓協約」（「韓日協商條約」）というタイトルをもった条約が存在した証拠はないのである。

同日付の「日韓協約」という条約が存在すると信じて、統監府や大日本帝国外務省が公表した「日韓協約」が存在するものとして学術書を出版していた研究者（海野教授）は、条約原本の不存在を知ったら、どうしただろうか？

1905年11月17日に締結されたと信じられていた「日韓協約」という条約の存在を根拠として、裁判管轄権を認め、安重根義軍参謀中將に対して死

36 確認した1905年11月17日付条約原本の写真は、ウェブでも公開されている。
www.jacar.go.jp/goshomei/index.html. Visited on June 25, 2010.

刑判決を1910年2月14日に言い渡した裁判官がこれを知ったら、何と云ったであろうか？

それでは、この条約は「捏造」されたものなのであるか？

1993年前記国会質問に先立ってなされた本岡昭次参議院議員による訪韓調査（筆者も同行した）に際して、慎鏞廈教授は、「捏造」説を唱えていた。大日本帝国政府の行為の悪性を強調するためには、このような評価が出されることは自然だと思う。

しかし、筆者は、条約原本の調査から言えることは、条約原本が「**不存在**」であるという事実こそが重要だと考えている。原本が存在しない未完成の条約草案を利用して、完成した条約が存在するかのような公的刊行物が、誰のどのような行為によって作成されるに至ったのかは別途研究される必要がある。刊行は伊藤博文統監の時代だったから、統監本人が関与したであろうことが推認できる。

最低限、1905年11月17日付「日韓協約」という条約の原本が存在しないことが証明されたと理解することができる。この解釈は、この条約は「不存在」という結論を導くことになる。

検察官も、弁護人も、裁判官も条約の不存在の事実を知らなかったと推定できるが、その存在を信じたのは誤りだったのである。したがって、法的根拠がなく、裁判管轄権のない裁判所による不法な裁判によって、安重根義軍参謀中将が不法な死刑判決を受け、不法に処刑されたという結論には間違いがないと思う。

不法な裁判で人を処刑した事実からは、「死刑を廃止すべきだ」と言えることである。

筆者の日韓旧条約研究は「**不十分**」との批判に応答してきたが³⁷、まだ

37 戸塚悦朗「歴史認識と日韓の「和解」への道（その5）：1905年「韓国保護条約（？）」の効力問題と1963年国連総会の決議をめぐって」龍谷法学49巻3号2017年、755-779頁。 ↗

足りないだろうか？

⑤どのような点で日韓旧条約研究がまだ「不十分」なのか？

1905年11月17日付「日韓協約」という不存在の幻の条約を含め日韓旧条約すべてについて共通して確認できることがある。条約の批准手続きがなされていないのである。これについては、日韓の研究者の間で以下の対立があった。

★【批准必要説】（韓国側）対【批准不要説】（日本側）の対立

条約署名後に批准が必要かどうかで日韓の研究者の研究成果が深まることで、共通の理解にたどり着くことに期待が寄せられた。しかし、対立は続き、結論が出ていないという問題が残った。

日韓の研究者による論争は、『世界』誌上でも交わされた。韓国側の歴史学者である李泰鎮教授（ソウル大学、韓国史）から雑誌『世界』に注記する多数の寄稿があった³⁸。それに対して日本側研究者の海野福寿教授³⁹、坂元茂樹教授⁴⁰からの反論があって、対立は平行線を描くように交わることがなかった。問題は、ディベートのような状態が続いてしまい、どこに

↘ <https://opac.ryukoku.ac.jp/iwjs0005opc/TD3202771>

38 韓国側からは、以下がある。①李泰鎮「韓国併合は成立していない（上）日本の大韓帝国内権侵奪と条約強制」『世界』1998年7月、300-310頁。②同「対話韓国併合は成立していない（下）日本の大韓帝国内権侵奪を条約強制」『世界』1998年8月、185-196頁。③同「韓国侵略に関連する諸条約だけが破格であった一坂元茂樹教授（98年9月号）に答える」『世界』1999年3月、249-263頁。④同「略式条約で国権を委譲できるのか（上）海野教授の批判に答える」『世界』2000年5月、246-255頁。⑤同「略式条約で国権を委譲できるのか（下）海野教授の批判に答える」『世界』2000年6月、273-281頁。

39 海野福寿「李教授「韓国併合不成立論」を再検討する」『世界』1999年10月号、260-274頁。

40 坂元茂樹「日韓は旧条約問題の落とし穴に陥ってはならない 本誌・李泰鎮論文への一つの回答」『世界』1998年9月号、193-205頁。

対立を解く鍵があるのか？が見えなかったのである。

問題を整理してみると、日本側からの検討すべき学説には以下の二説があった。

第一には、**批准不要の「第二種条約」**があるという日本側（海野説）の主張は正しいのか？

第二に、条約文に「**批准が必要**」と書かれていない。「その場合は、批准が要らない」という日本側（坂元説）の主張は正しいのか？

○条約と批准の必要性（国内法）

1905年当時の大韓帝国では、全権代表により署名された条約は、一定の手続を経た後、皇帝が条約批准書に署名し、玉璽を押捺して承認・批准しなければ、効力を発生しないこととされていた⁴¹。ところが、1905年いわゆる「韓国保護条約」（大日本帝国政府によると1905年11月17日付「日韓協約」という条約が存在したとされていた）には高宗皇帝は最後まで署名も玉璽の押捺もしなかった⁴²。同条約に批准がなかった点では、日韓間で争いはない。

○韓国の国際法学者の学説（白忠鉉 教授）

ソウル大学の白忠鉉教授（国際法）によれば、1905年いわゆる「韓国保護条約」及び1910年「韓国併合条約」を含め、「日本が…韓国の主権を段階的に強奪した五つの条約」について、「これらすべての条約の内容は、国家の主権制限に直接関連した事案だ」とし、「**当然条約締結のための全権委任状及び批准手続のすべての要件を取り揃えるべきだった**」と主張し

41 李泰鎮「1904～1910年、韓国国権侵奪条約の手続き上の不法性」笹川紀勝・李泰鎮（共編著）『国際共同研究・韓国併合と現代——歴史と国際法からの再検討』明石書底、2008年、96-154頁。

42 前注李。

て、「批准必要説」⁴³を唱える。

○日本の学者（海野教授）は？

これに対して、「批准不要説」を代表する海野説⁴⁴は、日本の外務省の実務（外務省条約局『各国ニオケル条約及国際約束締結ノ手續ニ関スル制度』1936年、1頁）を根拠として、「批准を必要としない第二種形式の国家間協定もありうる」とし、1905「韓国保護条約」は、この場合で、高宗皇帝の批准がなくても有効に締結されたと「批准不要説」を主張していた。

○「批准条項が存在しない」から批准不要という坂元説はどこで迷路に入り込んだのか？

坂元茂樹教授は、条約法を専攻する国際法学者だが、批准不要説を提唱していた⁴⁵。同教授の論文「日韓保護条約の効力——批准問題を中心に」（前注）が「迷路」に迷い込んだ原因は何故だったのだろうか。

同論文は、「条約は、別段の明示の規定がない場合には、批准を要しないというのが一般規則だと主張する論者もある」として、論文中の注（5）でフィッツモーリスの論文（1934年）、シンクレアの論文（1984年）をあげている。ところが、坂元教授が引用している大部分の資料・論文は、1905年以降出版のものばかりであることに気づいた。

○時際法と「決定的時点（critical moment）」の検討が必要！

Critical dateはいつか？：Nov. 17, 1905

43 白忠鉉「日本の韓国併合に対する国際法的考察」前掲笹川・李『国際共同研究』、374-406頁。

44 海野福寿「I 研究の現状と問題点」、海野福寿編『日韓協約と韓国併合——朝鮮植民地支配の合法性を問う』明石書店（1995年）、17頁参照。

45 坂元茂樹「日韓保護条約の効力——批准問題を中心に」『中央大学法学新報』第104巻10・11号1998年、1-30頁。

‘Inter-temporal Law’（時際法）

オッペンハイム（第9版、1996年）の『国際法』⁴⁶は、日本でも広く参照されているが、そこには、「条約は、その締結の時に実施されていた国際法の一般規則に照らして解釈されるべきである——いわゆるinter-temporal law」とある。

時際法（‘Inter-temporal Law’）

藤田久一教授（東京大学、国際法）によれば、1928年4月4日のパルマス島事件判決について以下のように述べている。

「この判決でフーバー仲裁人は、行為又は法状態の有効性はその時点で有効な法に従って判断されなければならないという時際法の関連原則について検討した。法的事実（行為）はそれに関連する紛争が発生しまたは解決される時に有効な法ではなくて、それと同じ時代の法に照らして評価されなければならない。…なお、この判決では、特定事件の事実について一定の日（時期）が「決定的」となる、所謂クリティカル・デートの用語が使われた。この事件では、…この条約の日付は「決定的時点（critical moment）」と呼ばれた。」⁴⁷

時際法（intertemporal law）の原則に照らせば、1905年11月17日付「日韓協約」という条約については、決定的時点（critical moment）は、条約締結日であるとされている1905年11月17日である。その時点の国際法に照らして、条約の法的効力に関する判断をしなければならないというこ

46 “A treaty is to be interpreted in the light of general rules of international law in force at the time of its conclusion - the so-called inter-temporal law”.

Robert Jennings and Arthur Watts, (eds.), *Oppenheim's International Law Ninth Edition Vol. 1 Peace Parts 2 to 4*, Longman, 1996, p. 1281.

戸塚悦朗後掲「歴史認識と日韓の「和解」への道（その7）」参照。

47 藤田久一『国際法講義I 国家・国際社会』東京大学出版会、1992年、214頁。
1928年4月4日のパルマス島事件判決に関する注（3）。

とになる。

前記海野教授は、この決定的時点以後である1936年の行政文書に依拠して立論している点で時際法の原則に違反している。前記坂元教授も、決定的時点以後の学術論文等に依拠して立論している点で時際法の原則を逸脱している。このように決定的時点（1905年11月7日）を無視した主張によって、両学説は迷路に迷い込んでしまったのである。

要するに、1905年締結の条約の効力を検討するためには決定的時点である1905年当時の国際法を研究する必要があるのである。

○1905年当時の国際法

筆者は、以下のとおり、1905年当時の国際法を集中的に研究するよう努めてきた。

1905年当時日本で出版されていた研究書・教科書⁴⁸の研究。

1905年当時入手可能だった日本の国際法学会の学会誌⁴⁹の研究。

その結果は、その都度発表した⁵⁰が、結論を述べれば、**批准必要説**だけが見つかった。批准不要説は、みあたらなかったのである。

○典型的な研究書：ホール氏『国際公法』（1899）⁵⁰

48 戸塚悦朗「歴史認識と日韓の「和解」への道（その3）：文献研究から1905年「韓国保護条約（?）」の無効性を問う」龍谷法学第48巻第3号2016年、1165-1207頁。

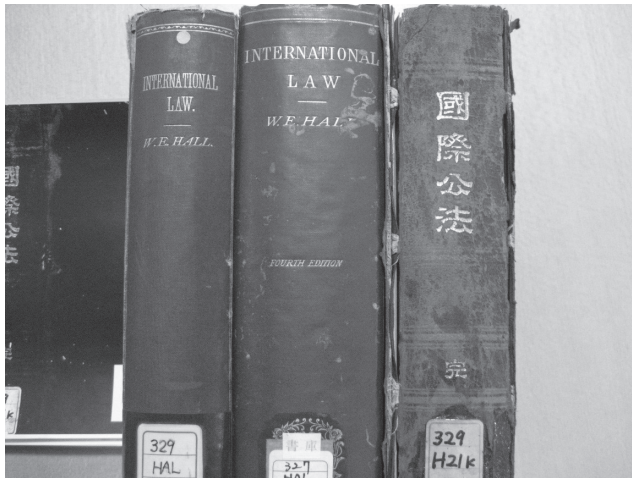
49 戸塚悦朗「歴史認識と日韓の「和解」への道（その4）：『国際法雑誌』は、1905年「韓国保護条約（?）」をどのように準備したか」龍谷法学第48巻第4号2016年、1581-1625頁。

50 ウィリアム・ホール著、立作太郎訳『ホール氏国際公法』（原書第4版の翻訳）東京法学院発行・有斐閣書房発売明治32年【1899年】7月、433頁。

★「條約ヲ有効ナラシメルタメニハ国家ノ最高ナル條約締結権限ヲ有スル機関ニヨリ・批准セラレルルコトヲ要ス」『ホール氏国際公法』（原書第4版の翻訳）433頁。

★W.E.Hall. *A Treatise on International Law Fourth Edition*. The Clarendon

【写真9】 ホール氏『国際公法』（1899年）（写真右）と英語原書（4版・1895年・写真中央）及び英書の三省堂リプリント版（1896年・写真左）（大阪大学図書館・2009年撮影）



東京帝国大学、京都帝国大学など旧帝大などの図書館には、多数の原書が複数蔵書として備えられていて、広く学生・研究者が同時並行して国際法研究に活用することができるよう配慮されていた。同書の訳者であった若手研究者立作太郎は、のちに東京帝国大学教授（国際法）に任命された。同書は、1905年当時の国際法の学説を代表していたと思われる。

↘ don Press. 1895. p. 345.

“Express ratification, in the absence of special agreement to the contrary, has become requisite by usage whenever a treaty is concluded by negotiators accredited for the purpose.”

★批准を必要とする条約とは？

1905年「韓国保護条約」の文面には批准の必要性について明示の記載がない。

ホール氏は、そのような場合について、「明示ノ批准」が必要であると明記している。

「全権代表ニ依リ締結セラレタル條約ハ反對ノ特約ナキ場合ニ於イテハ通常明示ノ批准ヲ必要トス」と述べている（前掲ホール氏、433頁）。

Hall, *A Treatise on International Law* (4th ed.), p. 345.

“Express ratification, in the absence of special agreement to the contrary, has become requisite by usage whenever a treaty is concluded by negotiators accredited for the purpose.”

批准を必要とする条約とは？

1905年「韓国保護条約」の文面には批准の必要性について明示の記載がない。

ホール氏は、そのような場合について、「明示ノ批准」が必要であると明記している。

「全権代表ニ依リ締結セラレタル條約ハ反對ノ特約ナキ場合ニ於テハ通常明示ノ批准ヲ必要トス」と述べている（前掲ホール氏、433頁）。

同書を参照するなら、1905年当時の国際法では、条約に批准条項が書かれていない場合は、明示の批准を必要としていたことがわかるであろう。

したがって、1905年11月17日付「日韓協約」とされていた幻の条約も、1910年8月22日付韓国併合条約も、締結権者による批准がなかったのであるから、法的に有効な条約として成立していなかったと判断できる。

○結論：併合条約は無効

1905年保護条約の基礎が崩れると、併合条約は、砂上の楼閣になる

さらに以下のようにも考えられる。1910年韓国併合条約に署名をした寺内統監の地位は根拠とされる1905年保護条約が不存在、無効、不成立だったのだから、不法な存在であった。さらにまた、1910年韓国併合条約は、

寺内統監による不法な双方代理による条約締結だった。条約文には大韓帝国皇帝の署名がなかったのであり、且つ大韓帝国皇帝による批准もなかったことにも注目すべきである。

○これでよいのだろうか？

筆者の見方についてのテストが必要だと考えた。Inter-temporal Lawの規則の重要性に気づいたのは、2018年夏だった。折から招待されていた武漢での国際会議の講演でこの視点を含んだ論文⁵¹を発表し、国際的な賛同が得られるかについて反応を見ることとした。参加者からは、好意的な反応が得られたことはありがたいことであった。

○研究が完成！

1992年から続いてきた1905年11月17日付「日韓協約」という幻の条約の研究が完成し、次の段階に進むことができるようになった。最新の成果を論文⁵²としてまとめて龍谷法学に投稿した。武漢会議から帰国した直後に、2018年10月30日の韓国大法院判決のニュースを知るようになった。この判決は、韓国憲法を根拠として、日本による植民支配の不法性判断（「不法強占」）を導いていた。

筆者の国際法研究からも日韓旧条約を根拠とする植民地支配の不法性判断を導くことができるかどうかは、ますます重要な日韓関係をめぐる法的な問題となってきた。

51 Totsuka Etsuro, "A way towards Japan's defreezing of its decolonization process". International Conference: Beyond the San Francisco System: Exploring East Asian Peace and Cooperation system in the 21st century, October 27-28, 2018, Wuhan University China Institute of Boundary and Ocean Studies.

52 戸塚悦朗「歴史認識と日韓の「和解」への道（その7）：迷路を抜け出す鍵」龍谷法学51巻4号2019年、409-448頁。

<https://opac.ryukoku.ac.jp/iwjs0005opc/TD32080747>

○旧条約の効力は？

1905年「韓国保護条約」及び1910年「韓国併合条約」を含め、「日本が
…韓国の主権を段階的に強奪した五つの条約」について、白忠鉉教授は、
次のように述べている⁵³。

「当然条約締結のための全権委任状及び批准手続のすべての要件を
取り揃えるべきだった」

五つの条約とは以下のとおりである。

1904年日韓議定書

1904年第一次日韓協約

1905年第二次日韓協約

1907年第三次日韓協約

1910年韓国併合条約

これらの条約の条文には、批准条項はないが、ホール氏が説くとおり、
すべて明示の批准が必要だった。右の白忠鉉説も同じ学説をとнаえている。

これらすべての条約には、条約締結権者による批准がない。

したがって、この一点だけから言っても、これら五つの旧条約は、すべ
て原初的に無効、すなわち、*Null and void ab initio*！だった。

⑥旧条約原初的無効論は、国際法上植民地支配が「不法強占」だったこと
を証明しているか？

これまで、旧条約原初的無効論は、植民地支配の不法性論の根拠として

53 白忠鉉「日本の韓国併合に対する国際法的考察」前掲笹川・李『国際共同研
究』、389頁。

必要にして十分だと考えられていた。筆者も、植民地支配の不法性を立証するためにそれ以上の研究が必要になると考えてはいなかった。要するに、旧条約原初の無効論、あるいは1910年韓国併合条約無効論と植民地支配不法論は等しいものと考えられていたのである。

ところが、そうではないらしいのである。

ここで、検討すべき論点は、二つある。

○韓国大法院判決は、植民支配の不法性を立証したのではないか？

という論点がある。

たしかに、2012年5月20日韓国大法院判決が原審に差し戻し、2018年10月30日大法院全員法廷判決で確定し、強制労働被害者が勝訴した事件の核心は、植民支配は「不法強占」とするものだった⁵⁴。

しかし、これら大法院判決が根拠としたのは憲法判断だった。つまり、韓国の国内法に依拠することによって「不法強占」と判断したのである。韓国の領域内では、この法的判断で完結している。

ところが、日本政府は、この判決を「国際法違反」と非難している。だから、この問題を日本と韓国の間の国際問題として検討する場合には、これでは十分ではない。その場合は、国家と国家の間の関係を規律する国際法上の法的論拠が必要となる。だから、筆者は国際法の視点からも「不法強占」と言えるかどうかの検討をしてきたのである⁵⁵。

54 金昌禄『韓国大法院強制動員判決、核心は「不法強占」である』参照。著者が2022年8月に韓国の知識産業社を通じて出版した『大法院の強制動員判決、核心は「不法強占」である』を日本語に翻訳し、「法律事務所の資料棚アーカイブ」に掲載したものである。

<http://justice.skr.jp/documents/nocciolo.pdf> 2023年5月14日閲覧。

55 戸塚悦朗『「徴用工問題」とは何か？——韓国大法院判決が問うもの』明石書店2019年10月、1-209頁。

○「征服論」を克服するには、まだ不十分！

例えば、和田春樹名誉教授は、1910年8月22日の韓国併合条約は茶番であって、無効な条約による併合を不法としている。しかし、その1週間後である同年8月29日の天皇の詔勅による併合の有効性を認めるという学説をとなえている⁵⁶。

これは、征服（軍事的な占領による実効支配下にある領域を自国領に編入する宣言をすることにより領土として奪取することが帝国主義時代の国際法によって認められていた）によって韓国併合がなされたという学説である。

この征服論を克服するためには、被害者側は、植民地支配が国際法上も「不法強占」であったことを証明し、2012年及び2018年の大法院判決を支持する必要があるのではないか。

そのためには、大日本帝国による大韓帝国領（韓半島）の軍事占領が国際法上不法であったことを明らかにする必要がある。筆者は、この論点について、新たな研究書『韓半島植民地支配の不法性——大韓帝国中立宣言と「不法強占」』⁵⁷を発表している。同書を参照いただければ幸いである。

56 和田春樹『韓国併合 110年後の真実：条約による併合という欺瞞』岩波書店 2019年、1-64頁。

57 戸塚悦朗『韓半島植民地支配の不法性——大韓帝国中立宣言と「不法強占」』アジェンダ・プロジェクト2024年、1-165頁。

【資料】

<https://justice.skr.jp/documents/dichiarazione2025.pdf>

2025年12月15日閲覧

日韓法律家共同宣言

日韓国交正常化60年、そして朝鮮半島の植民地支配からの解放80年を迎え、日韓両国の法律家は前世紀の帝国主義と植民地支配の歴史を深く省察し、未解決の人権侵害問題の正義ある解決を促すため、この共同宣言を発表する。

大韓民国の大法院は2018年、女子勤労挺身隊を含む強制動員労働者に対する日本企業の賠償責任を認めた。この判決は日本の植民地支配の不法性を明確に確認し、その過程で行なわれた強制動員と強制労働が反人道的不法行為であることを宣言した。そして被害者の賠償請求権は日韓請求権協定で消滅しなかったことも明らかにした。日本の最高裁判所も2007年の判決で二国間条約では被害者個人の請求権は消滅しないと判示しており、少なくともこの点において両国の司法判断は一致している。

また、2021年1月8日のソウル中央地方法院判決と2023年11月23日のソウル高等法院判決は、日本軍「慰安婦」被害者が被った反人道的犯罪被害について、日本国の法的責任を認めた。これらは、国際法の強行規範に違反した行為や、法廷地国内での不法行為については国家免除を認めないとするものであり、国益中心の国際法から人権中心の国際法へと発展してきた法的潮流を反映し、国際人権法原則に合致する優れた判決である。

しかし日本政府と日本企業は判決の履行を拒否し、被害者の苦痛が依然として続いている。日本国も大韓民国も基本的人権の尊重を基本原理とし

て司法権の独立を保障する憲法の上に成立した法治国家である。私人である被害者の人権回復のために裁判所が命じた賠償を拒否するいかなる合理的な理由もない。

日本国と日本企業は裁判所から命じられた賠償を直ちに履行すべきである。そして、日韓両国政府は不履行を懲罰するような行為を直ちに中止すべきである。

この他にも、日韓弁護士会の共同宣言（2010年12月）が指摘したように、戦没者・戦傷者に対する援護制度及び国民年金制度の対象から在日韓国人高齢者を除外している問題や、供託金や郵便貯金の返還問題、在日韓国人の法的地位・権利、長生炭鉱を始めとする強制動員被害者や韓国人軍人軍属の遺骨の発掘・収集・返還、韓国文化財の返還等、植民地支配や強制動員に由来する問題が日韓の間に未解決のまま残存している。そして、韓国人戦没者の靖国神社合祀問題、韓国人B C級戦犯問題や、軍艦島や佐渡鉱山での強制動員問題の歴史が正しく展示・説明されていない問題も解決していない。

また、韓国併合条約締結から115年を経たにもかかわらず、日韓両国及び両国民が、韓国併合の過程や韓国併合条約の効力についての認識を共有していない。

われわれ日韓の法律家は、戦争責任、植民地（支配）責任に関わる過去の諸問題の正義ある解決が両国関係の未来志向的な発展のための必須条件であることを改めて確認し、過去の歴史的事実の認識の共有と未解決の課題の解決のために、連帯と協力を続けていくことを誓約する。

2025年12月9日

呼びかけ人（計32名）

戸塚悦朗（第二東京）山本晴太（福岡県）川上詩朗（東京）大森典子（第二東京）殷勇基（東京）在間秀和（大阪）張界満（第二東京）岩月浩二（愛知県）内河恵一（愛知県）田巻紘子（愛知県）宮下萌（東京）

〈以上、日弁連会員弁護士11名〉

李相姫（イ・サンヒ）柳光玉（リュ・グァンオク）姜太陽（カン・テヤン）金佳慧（キム・カヘ）金始恩（キム・シウン）金怜瑾（キム・ヨンギ）具本錫（ク・ボンソク）權泰允（クォン・テユン）閔思元（ミン・サウォン）朴奎焄（パク・ギュフン）朴來亨（パク・レヒョン）朴乙美（パク・ウルミ）梁盛隅（ヤン・ソンウ）呉時城（オ・シソン）李鍾赫（イ・ジョンヒョク）張完翼（チャン・ワニク）田다운（チョン・ダウン）趙在敏（チョ・ジェミン）崔鳳泰（チュ・ボンテ）洪成昊（ホン・ソンホ）黃皓俊（ファン・ホジュン）

〈以上、大韓弁協会員弁護士21名〉

賛同人（計208名）

足立修一（広島）安原邦博（大阪）林範夫（大阪）竹下政行（大阪）森田太三（東京）朴将在（第一東京）後藤富和（福岡県）井下顕（福岡県）泉澤章（東京）師岡康子（東京）穂積剛（第二東京）高森裕司（愛知県）西村正治（第二東京）赤嶺朝子（沖縄）梓澤和幸（東京）山本志都（東京）古田典子（第二東京）松田幸子（宮崎県）野村修一（第二東京）本上博文（兵庫県）後藤玲子（兵庫県）山崎吉男（福岡県）林千賀子（大阪）吉川健司（福井）新垣勉（沖縄）高木吉朗（沖縄）藤田正人（東京）仲山忠克（沖縄）山田博（富山県）松崎暁史（沖縄）迫田登紀子（福岡県）眞珠浩行（東京）寛宗憲（兵庫県）南典男（第二東京）辻田航（東京）魚住昭三（長崎県）

藤田城治（第二東京）森川文人（第二東京）長谷川一裕（愛知県）儀保唯（沖縄）伊藤真（東京）松本啓太（沖縄）端野真（広島）水野幹男（愛知県）仲見生（京都）愛須勝也（大阪）内田雅敏（東京）大口昭彦（第二東京）大川忠模（第二東京）裴明玉（愛知県）李博盛（福岡県）横地明美（愛知県）清水善朗（岡山）宇部雄介（仙台）竹下政行（大阪）毛利正道（長野県）中川瑞代（第二東京）萩原繁之（静岡県）佐藤真理（奈良）梁文洙（第二東京）諸富健（京都）稲村蓉子（福岡県）松山秀樹（兵庫県）白充（沖縄）金子修（新潟県）冠木克彦（大阪）長谷川直彦（東京）平方かおる（大阪）金子美晴（東京）中田政義（京都）長野真一郎（大阪）瑞慶山茂（千葉県）坂口禎彦（東京）松岡肇（東京）韓檢治（兵庫県）滝沢香（東京）野田葉子（愛知県）池上遊（福岡県）志田なや子（神奈川県）中本源太郎（東京）藤澤抱一（東京）鈴木宏一（山口県）小笠原忠彦（岡山）大多和暁（静岡県）矢崎暁子（愛知県）村山裕（東京）岡本浩明（岐阜県）宮田睦奥男（愛知県）松本篤周（愛知県）宋惠燕（神奈川県）林真由美（岐阜県）神原元（神奈川県）永田亮（神奈川県）河西拓哉（神奈川県）安藤ヨイ子（福島県）久保井撰（福岡県）韓雅之（大阪）

〈以上、日弁連会員弁護士97名〉

清末愛砂（室蘭工業大学）稲正樹（元国際基督教大学）岡田正則（早稲田大学）奥野恒久（龍谷大学）阿部浩己（明治学院大学）前田朗（東京造形大学名誉教授）太田修（同志社大学）

〈以上、日本の研究者7名〉

곽영수, 구인호, 권신혜, 권용, 권정호, 김건희, 김도윤, 김도현, 김동엽, 김동일, 김동창, 김묘희, 김무락, 김민경, 김민재, 김수정, 김영민, 김영주, 김은진, 김주현, 김진, 김필성, 남호진, 류다솔, 류신환, 박근우, 박동민, 박성진, 박인숙, 박정민, 백수범, 부종욱, 선수지, 손재호, 손충환, 송두환, 송혜

미, 신윤경, 안혜진, 엄건용, 여연심, 오소정, 오시성, 오영중, 유정민, 윤보
름, 윤진호, 은연지, 이동민, 이동준, 이상호, 이석태, 이성원, 이승익, 이영
기, 이재구, 이형준, 인식진, 임삼섭, 임선숙, 임재성, 전범진, 정병욱, 정이
량, 정인봉, 정제형, 정현우, 조영관, 조영선, 조인영, 조정현, 천호성, 최병
모, 최성훈, 최용근, 하성협, 하영주, 한민희, 한성수, 한효린, 홍성호, 황필
규, 황희석

〈以上、大韓弁協會員弁護士83名〉

김명연 (尚志大), 김소진 (民主法研), 김영중 (民主法研), 김제완 (高
麗大), 김종서 (培材大), 김창록 (慶北大), 김학진 (民主法研), 김현정
(高麗大), 문병효 (江原大), 민윤영 (壇国大), 오동석 (亞洲大), 이경
주 (仁荷大), 이다혜 (韓東大), 이범준 (ソウル大), 이용인 (高麗大),
이재승 (建国大), 정태욱 (仁荷大), 최정학 (放送大), 최진호 (カト
リック関東大), 최한미 (民主法研), 권대우 (漢陽大)

〈以上、韓國の研究者21名〉